

# 日本国憲法⑦ 「精神的自由権③」





## 講義の内容と到達目標

#### 講義の内容

・今回の講義では、表現の自由の裏返しとも言える知る自由と通信の秘密を取り扱います。知る自由は憲法上どのような意義をもち、どのような保障がなされるのかを考えましょう。また、通信の秘密がどういった保障をしているのかについても、近年の議論を参考にしながら考えてみましょう。

#### 到達目標

- ◆知るの自由の意義を理解し、説明できる。
- 検閲と事前抑制を理解する。
- ●通信の秘密を理解し、その重要性を考えることができる。

# 今回の講義の 目次

1. 知る権利と何か?

2. 通信の秘密とは何か?







## 今回の講義の問い①

#### 1. 知る自由とは何か?

表現することを保障する裏返しと しての「知る自由」や「知る権 利」について考えてみましょう。



## 今回の講義の問い②

3. 通信の秘密とは何か?

インターネットなどの通信関係における表現活動の自由について考えてみましょう。



1. 知る自由とは?

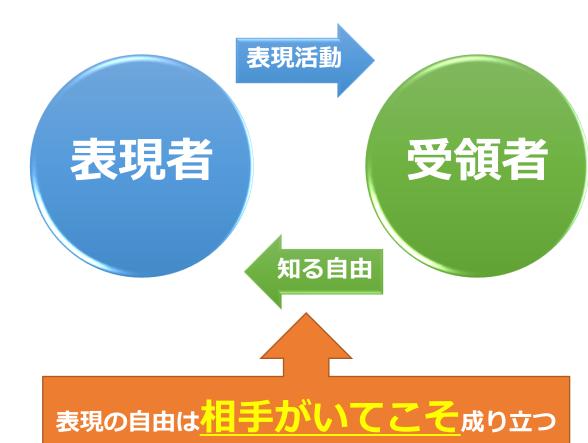
「知る自由」とは、**どのような権利**でしょうか?







## (1) 知る自由とは



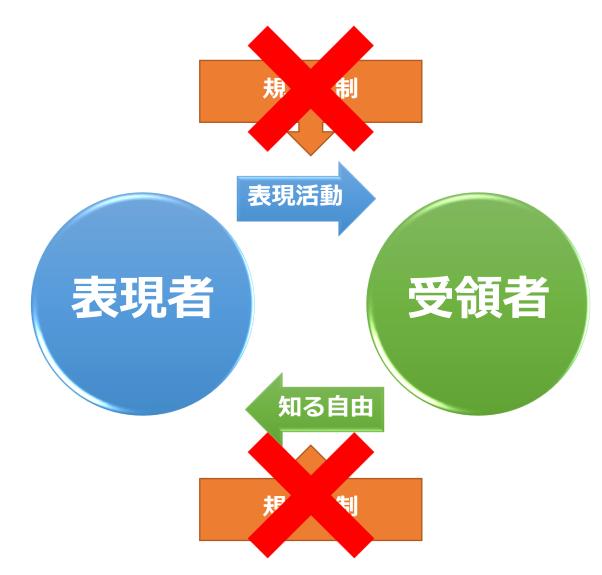
自由





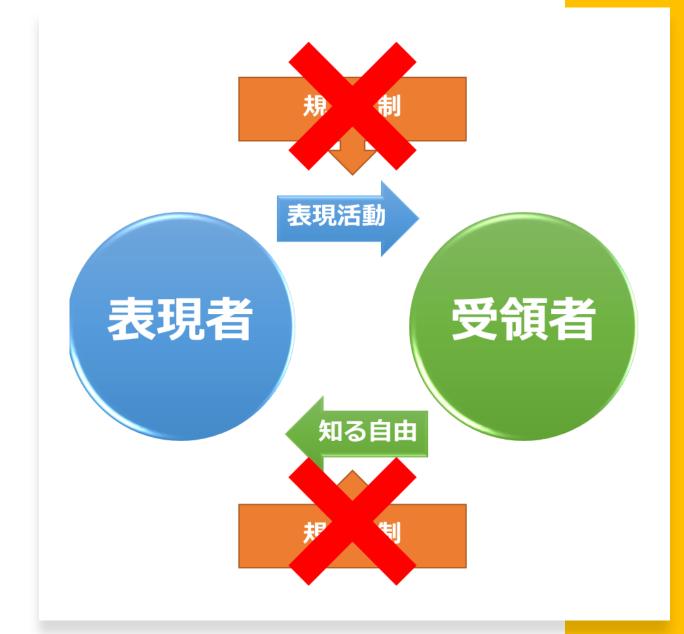
# TOD STATE AND A STATE OF THE ST

### 表現に対する規制は禁止



#### 知る自由の制限

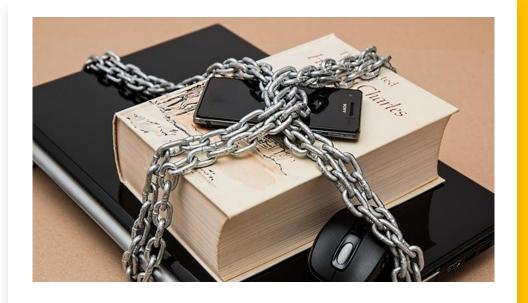
- ●検閲・・・絶対禁止(憲
  - 法21条2項前段が禁
  - 止)→例外なし
- 事前抑制・・・原則禁止
  - →例外あり



#### 検閲 (絶対禁止)

「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止すること」税関検査事件(最大判昭和59・12・12民集38巻12号1308頁)



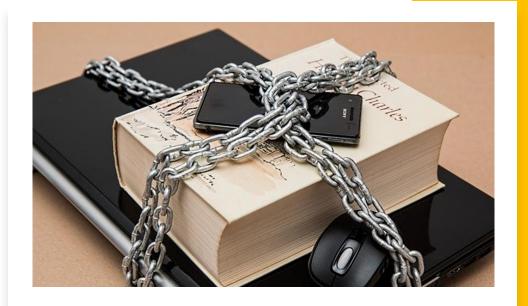


#### 事前抑制 (原則禁止)

税関検査事件最高裁判決における検閲の定義には含まれないような表現行為の事前抑制も原則として禁止される

⇒例外もある



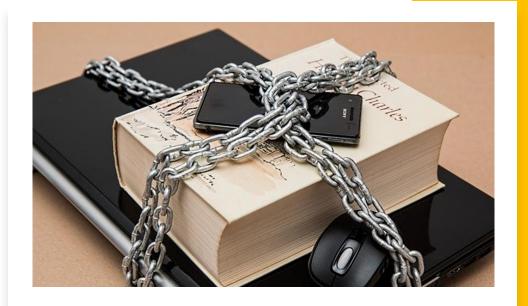


#### 司法権が主体となる事前抑制

雑誌販売に対する裁判所の仮処分による事前差止

⇒主体が司法権なので検閲には当たらないが、事前抑制であるため厳格な要件を設定した上で例外的に認められる (北方ジャーナル事件・最大判昭和 61・6・11民集40巻4号872頁)







#### その他

- ・青少年保護育成条例
- ・教科書検定
- ⇒事前抑制的性格をもつが発表

そのものは禁止しない規制





## (3) 知る権利

#### 保障内容

- 公開され流通している情報への 自由なアクセス
- ・情報の公開を請求する権利
- ・アクセス権(情報の公表を請求する権利)
- ※報道・取材の自由





## 2. 通信の秘密とは?

通信に関わっては、どのような問題があるのか?

# (1)通信の秘密とは?

#### 保障の趣旨と内容

- ・通信の自由
- ・匿名による表現・親密者間の1対1の表現の自由の保障
- ・郵便・電話などの通信手段を 運営する通信事業者からも保 護される



## (2)通信の秘密は どこまで保障される か?

#### 保障範囲

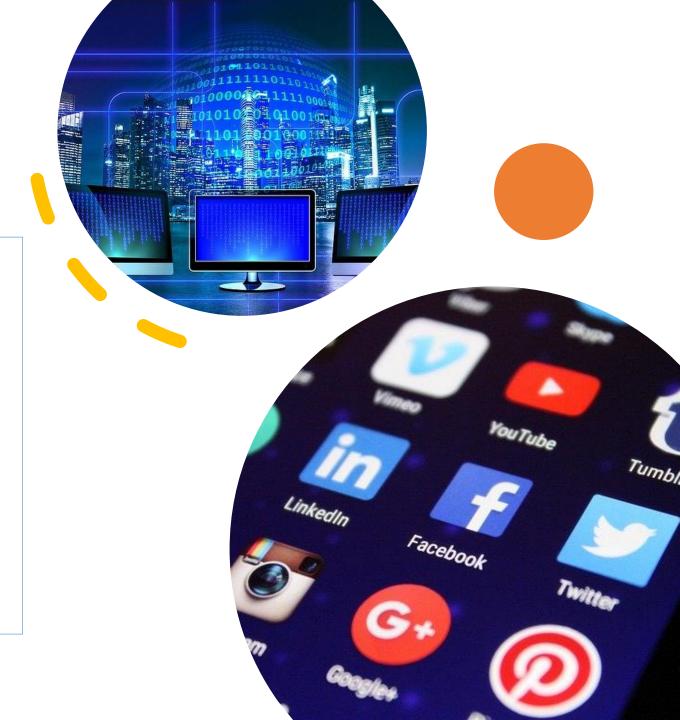
- 対象:通信内容、発信者・受信者の住所、氏名、電話番号、発信場所、通信回数、通信年月日等
- 制限:刑事捜査のための郵便物等の押収(刑訴法99・100・222条)、通信傍受法



# 補足:インターネット上の問題とは?

#### インターネット上の問題

- ・名誉棄損⇒事例の多発…インターネット上の名誉棄損の成立を限定する傾向(表現を優先)?、プロバイダの責任、リベンジポルノの禁止
- ・違法有害情報→電気通信事業者に対する規制(フィルタリングの提供の義務付けなど)



## まとめ



#### 1. 表現の自由とは何か?

- ・広範な保障範囲、表現の自由の保障価値、表現の自由の優越性
- ・保障が制限される類型

#### 2. 知る自由とは何か?

- ・検閲の絶対禁止、事前抑制の原則禁止と例外
- ・知る権利、報道・取材の自由

#### 3.通信の秘密とは何か?

- ・1対1の表現空間の保障
- ※インターネット上の人権保障